

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成29年 第 2 号
受付日	平成29年 5月 22日
送付日	平成29年 5月 23日
答弁受理日	平成29年 6月 2 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容を補完する程度とし、その主旨が理解できるよう具体的に記載する。

交野市で、公益通報制度が導入されてから 1 年以上経過しておりますが、

- ・通報者についての秘密の保護
- ・通報者の配置転換、減給、停職、免職、といった不利益な取扱からの保護についてのご所見をお伺いいたします。

文書質問書答弁書

回答日：平成29年6月2日
担当部局：総務部人事課

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本景議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

質問要旨 交野市で、公益通報制度が導入されてから1年以上経過しておりますが、通報者についての秘密の保護、通報者の配置転換、減給、停職、免職といった不利益な取扱いからの保護についてのご所見をお伺いいたします。

回答 本市で平成28年5月1日から施行した内部通報制度では、交野市内部通報制度に関する要綱第6条の規定により、通報職員の保護を規定しております。

また、同条第2項の規定により、通報職員は、正当な通報を行ったことにより、いかなる不利益を受けないことを規定しておりますことから、所管部としましては、通報情報をふまえながら、通報職員の保護及び不利益を受けないよう対応を図り、同要綱を遵守しております。

以上